

## 様式第4

### 清須市公告第99号

清須農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次により縦覧に供する。

なお、清須市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは令和8年1月26日までに市に意見書を提出することができる。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日、公告する。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画に対し異議があるときは、令和8年1月26日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和7年12月26日

清須市長 永田 純夫

1 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

自 令和7年12月27日

至 令和8年 1月26日

2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧場所

清須市役所市民環境部産業課

清須市須ヶ口1238番地

## 様式第5

### 農業振興地域整備計画を変更する理由

清須市

#### 第1 農業振興地域整備計画変更の理由

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第12条の2の規定に基づく基礎調査を実施した結果、農業振興地域整備計画を社会、経済情勢の推移に対応した実効性のある計画として確保するため、同法第13条の規定による変更を行う。

#### 第2 変更の概要

##### 1 農用地利用計画

###### （1）農用地区域の編入

図面番号	所 在	編 入 の 理 由
①	清須市春日宮重町350番2の一部	集団的な農地内に位置し、除外申請をおこなったものの、当該土地の工事計画の中止により農地転用許可申請がされておらず、土地利用の現況が農用地として活用されている土地のため。

注・○○事業の後の括弧には、農振法施行規則第4条の3第1項の事業を記入すること。

###### （2）農用地区域の除外

図面番号	所 在	除 外 の 理 由
②	清須市春日新田畠11番 清須市春日新田畠12番 清須市春日新田畠13番 清須市春日新田畠18番 清須市春日新田畠19番	住宅、店舗、地域の公園等の集落施設等、宅地等の集団に介在しており、周辺の農用地等と一体的な効率的利用が困難であるため。
③	清須市春日八幡63番 清須市春日八幡64番1 清須市春日八幡65番1 清須市春日八幡65番2 清須市春日八幡66番1 清須市春日八幡69番	住宅、店舗、地域の公園等の集落施設等、宅地等の集団に介在しており、周辺の農用地等と一体的な効率的利用が困難であるため。
④	清須市春日樋112番1 清須市春日樋112番2 清須市春日樋112番3 清須市春日樋112番4 清須市春日樋113番 清須市春日樋114番の一部	住宅、店舗、地域の公園等の集落施設等、宅地等の集団に介在しており、周辺の農用地等と一体的な効率的利用が困難であるため。
⑤	清須市一場福島12番 清須市一場福島15番 清須市一場福島16番	住宅、店舗、地域の公園等の集落施設等、宅地等の集団に介在しており、周辺の農用地等と一体的な効率的利用が困難であるため。

### (3) 用途区分の変更

図面番号	所 在	変 更 の 理 由

#### 2 農業生産基盤の整備開発計画

過去及び現在において清須市内で実施されている事業について整理し、今後、必要とされる整備の方向等について検討した。

#### 3 農用地等の保全計画

過去及び現在において清須市内で実施されている事業について整理し、今後、必要とされる整備の方向等について検討した。

#### 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

清須市内における効率的かつ安定的な農業経営の目標について確認をし、今後、目指すべき方向を検討した。

#### 5 農業近代化施設の整備計画

過去及び現在において清須市内で実施されている事業について整理し、今後、必要とされる整備の方向等について検討した。

#### 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

過去及び現在において清須市内で実施されている事業について整理し、今後、必要とされる整備の方向等について検討した。

#### 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

清須市内における農家世帯員の他産業就業の状況を確認し、安定した就業先を確保するための方策について検討した。

#### 8 生活環境施設の整備計画

過去及び現在において清須市内で実施されている事業について整理し、今後、必要とされる整備の方向等について検討した。

#### [記載注意]

- 1 この様式は、整備計画の変更案に添えて公告縦覧に供するものとする。(法第11条第1項)
- 2 農用地利用計画を変更する土地は平面図により表示することとし、位置図(付図1号及び付図8号に位置を表した図面)により表記する。